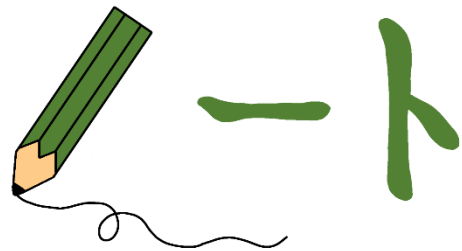


～ 空き家になって困らないために ～

「我が家」の



記入者：

～ はじめに ～

このノートは、あなたの大切な住まいが空き家となり、自分や配偶者、子孫、更には隣家、地域住民等が困らないための一助になればという思いで作成したものです。

最近、テレビニュースや新聞記事で空き家に関する報道を以前より目にする機会が多くなっていると思います。全国的に空き家が増加し、防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす社会問題になっております。

本市でも管理が行き届かず近所に迷惑をかけている空き家があり、その中には所有者不明のものや、所有者を特定していても相続や資金面で建物の解体、改修、売却等が出来なくて長年放置されている状態のものも見受けられます。

今やらなくても後でやれば良いとか、子供達や兄弟姉妹の誰かがやってくれるのではとか、相続人が多数いて手間がかかるとかの事情は各家庭で様々だと思いますが、自分が突然亡くなった時に残された遺族の方々に住まいについての想いを伝えることができません。

また、残された方々にとっても、生前に聞いておけば複雑な話にならなかったとか、なぜ解決しておいてくれなかったのか等の不満が積もるとともに、その解決にあたり今以上の金銭、精神及び時間的な負担を強いられることとなります。

この機会に本ノートを活用いただき、家族、親族の方々とともに今後の住まいのあり方を考えてください。

～ このノートの使い方 ～

1 書きやすいところから書きましょう

一度に書く必要はありません。書きやすいと思うことや、書いておきたいと思うことを少しずつ書いてみましょう。

2 鉛筆で書きましょう

一度記入しても気持ちが変わったときや状況が変わったときに、何度書き直しても大丈夫です。いつでも変更できるように鉛筆で書いてみましょう。

3 信頼できる人にノートのことを伝えておきましょう

個人・資産情報等が記入された大切なノートですが、万が一のときに見てもらうように、信頼できる人にノートのことを伝えておきましょう。

<注意事項・お願い>

このノートに記入しただけでは法的な効力は発生しませんので、自分の覚書として又は自ら意思表示ができなくなったときに想いを伝えるものとして活用してください。

なお、遺書等の法的な手続きにつきましては司法書士、弁護士等の専門家に相談してください。また、財産等の大切な情報を記入した後は、保管場所等の管理には十分な配慮をお願いします。

空き家の管理の必要性について

空き家の所有者、管理者等には、適切な管理が求められています。

● 空き家を放置すると・・・

- ・ 防災性の低下
(倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下・飛散、火災発生のおそれが生じる。)
- ・ 防犯性の低下
(犯罪を誘発するおそれが生じる。)
- ・ 環境・衛生性の低下
(樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散、ごみの投棄等により、地域住民の生活環境や風景・景観の悪化を招くおそれが生じる。また、蚊、蜂、ねずみ、野良猫、ハクビシン、タヌキ等の発生・集中・すみかとなり、病原菌、悪臭等の原因となる。)
上記のような悪影響が生じます。

● 空き家を放置した場合、所有者等にこんなデメリットが・・・

- ・ 適切な管理を行わず、周囲に悪影響を及ぼした結果、市から「特定空家等※1」又は「管理不全空家等※2」とされてしまうと、所有者・管理者は次のようなことを受ける場合があります。
 - ① 適切な管理をするよう除却や修繕等を市から求められる。
(助言・指導、勧告、命令)
 - ② 勧告を受けると、その敷地は「固定資産税等の住宅用地の特例」の対象から除外され、税額が上がる可能性がある。(最大で固定資産税が6倍)

※1 「特定空家等」とは、次のような空き家です。

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※2 「管理不全空家等」とは、次のような空き家です。

- ① 放置すれば「特定空家等」になるおそれがあるもの
(壁や窓の一部が割れたり、雑草が生い茂ったり等している住宅)

も く じ

1	私のこと	
(1)	私の基本情報	1
(2)	家系図	2
2	私の家のこと	
(1)	住まいの基本情報（所有物件）	
・	建物について	3
・	土地について	3
(2)	住まい以外の不動産（所有物件）	
・	建物について	4
・	土地について	4
(3)	借家・借地している不動産	
・	建物・土地について	5
(4)	備えておきたい書類	6
(5)	私が行っておきたいこと	7
(6)	相続人に伝えておきたいこと	7
3	家の将来について	
(1)	今の住まいをどうしたいですか？	
・	建物について	8
・	土地について	9
・	家財について	10
・	工作物について	11
・	樹木等について	12
(2)	費用負担の確保はできていますか？	
・	資金について	13
4	住まいに関する連絡先	
・	家族	14
・	相談したい人	14
5	大切なこと	
(1)	家との思い出	15
(2)	家族へのメッセージ	16
(3)	メモ	17
(4)	配置図等	19
6	関係機関・団体等の案内	20

1 私のこと

記入日

年 月 日

(1) 私の基本情報

ふりがな

○ 名 前

明治・昭和・平成・令和・西暦

○ 生年月日

年 月 日

○ 住 所

〒 —

○ 本 籍

〒 —

(現在の 市・町・村)

○ 連 絡 先

電話 番号

携 帯 番 号

メー ル ア ド レ ス 1

メー ル ア ド レ ス 2

💡 ワンポイント 💡

▶ 法定相続人とは？

相続人の範囲は民法によって次のように定められています。

- 配偶者 : 常に相続人
- 第1順位 : 子(卑属)・代襲相続人(孫・曾孫)
- 第2順位 : 親(尊属)
- 第3順位 : 兄弟姉妹・代襲相続人(一代に限り)

※ 相続の発生した時点における家族、親族の構成により、ケースが異なりますので司法書士、弁護士等への相談をお勧めします。

1 私のこと

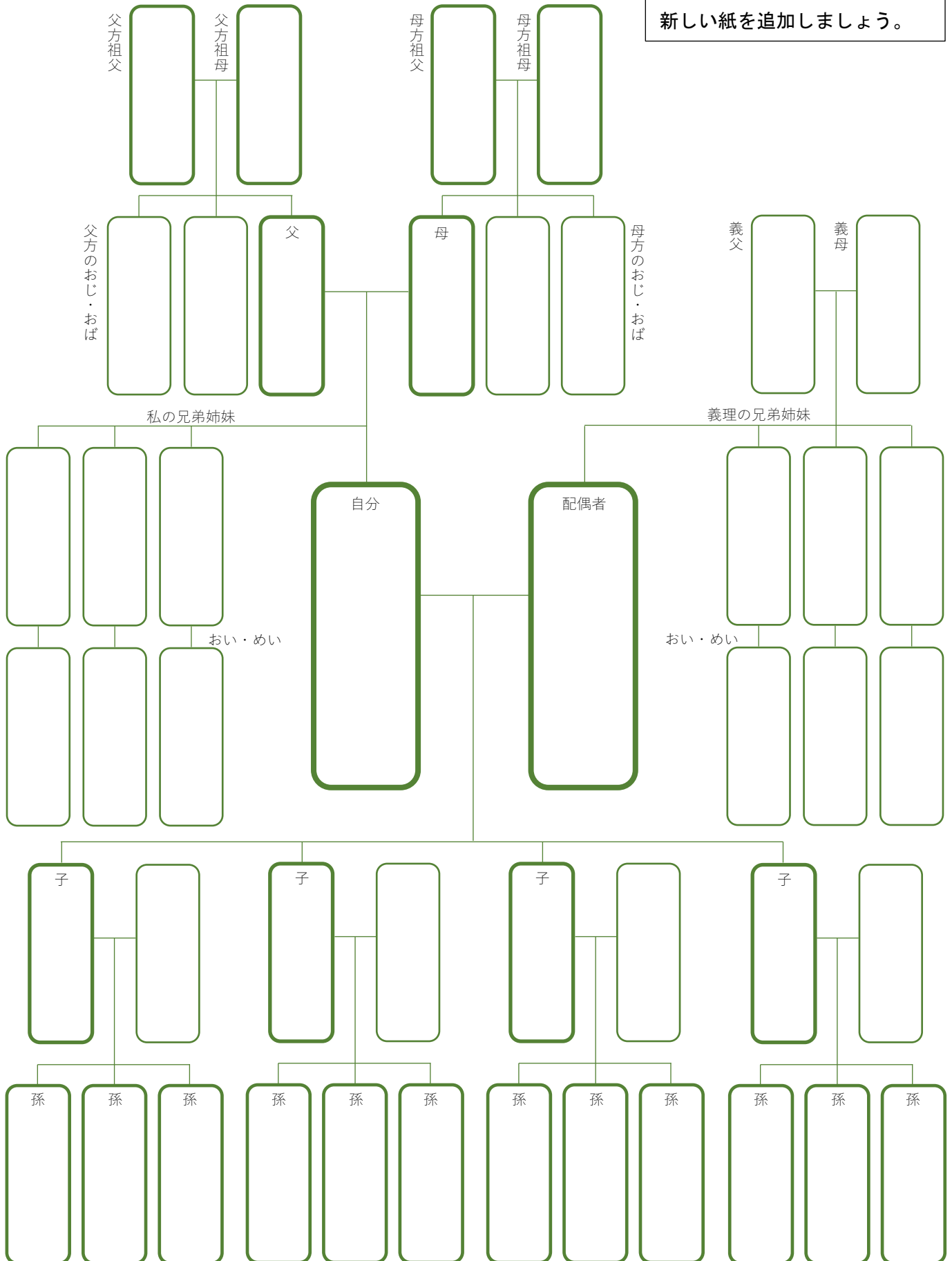
記入日

年 月 日

(2) 家系図

家族、親族について記入しておきましょう。

ここに書ききれない場合は、
新しい紙を追加しましょう。



2 私の家のこと

記入日

年 月 日

(1) 住まいの基本情報（所有物件）

● 建物について 【 有 （下表へ記入） ・ 無 （借家は5ページへ） 】

所在地	家屋番号	種類	構造	床面積(m ²)	名義人(持分)	備考
(記入例) 袋井市新屋 1-1-1	〇〇〇番〇	居宅	木造瓦葺 2階建て	1F:40.00 m ² 2F:30.00 m ²	〇〇 〇〇 (1/2) 〇〇 〇〇 (1/2)	

● 土地について 【 有 （下表へ記入） ・ 無 （借地は5ページへ） 】

所在地	地目	地積(m ²)	用途地域	名義人(持分)	備考
(記入例) 袋井市新屋 1-1-1	宅地	300.00 m ²	第一種低層住居専用地域	〇〇 〇〇 (1/2) 〇〇 〇〇 (1/2)	

2 私の家のこと

記入日

年 月 日

(2) 住まい以外の不動産（所有物件）

今の居住以外にあなたと関りのある不動産の登記事項証明書を見ながら記入しましょう。

▶ 例えば…祖父母の家、相続した家、貸している家・土地等

● 建物について 【 有 （下表へ記入） ・ 無 （借家は5ページへ） 】

所在地	家屋番号	種類	構造	床面積(m ²)	名義人(持分)	備考

● 土地について 【 有 （下表へ記入） ・ 無 （借地は5ページへ） 】

所在地	地目	地積(m ²)	用途地域	名義人(持分)	備考

2 私の家のこと

記入日

年 月 日

(3) 借家・借地している不動産

● 建物・土地について

【 有 (下表へ記入) ・ 無 】

No	所在地	種別(建物・土地)	借用期間	契約書の有無	賃借料 年/円
	貸主の住所	貸主の名前	連絡先		
①		建物・土地	～	有・無	
②		建物・土地	～	有・無	
③		建物・土地	～	有・無	
④		建物・土地	～	有・無	
⑤		建物・土地	～	有・無	

(4) 備えておきたい書類

家に関する書類はありますか？ 探してみましょう。

● チェックリスト

- | | | |
|-----------------------------------------------|---|-------------|
| <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（土地） | } | 法務局で取得できます。 |
| <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（建物） | | |
| <input type="checkbox"/> 地図証明書（公図）の写し | | |
| <input type="checkbox"/> 図面証明書（地積測量図、建物図面）の写し | | |

-
- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 固定資産税評価証明書 | 市区町村で取得できます。 |
| | ※ 取得条件があり、事前にお問い合わせください。 |

-
- 固定資産税の納税通知書
 - 権利証（登記識別情報通知書・登記済権利証）
 - 境界確定図（土地）
 - 建築確認申請（副本）
 - 設計図書
 - 建築確認通知書（建築確認済証）
 - 完了検査済証（建築物・工作物 等）
 - 請負・売買契約書（土地）
 - 請負・売買契約書（建物）

💡 ワンポイント 💡

▶ 相続登記義務化とは？

令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されます。

既に発生している相続も対象で、正当な理由がないのに義務に違反した場合は過料の対象となります。また、令和7年3月31日まで、一定の条件を満たす土地は相続登記の登録免許税が免除されます。

相続登記の相談は、お近くの司法書士へお問い合わせください。

2 私の家のこと

記入日

年 月 日

(5) 私が行っておきたいこと

- 家族との話し合い
- 登記記載内容の確認（土地・建物）（所有者の名義・住所、所有権以外の権利等）
- 地図、公図、地積測量図、建物図面等と現地確認（土地境界、建物現存等）
- 隣地所有者との境界の確定
- 遺言書の作成
- 建物の屋根、外壁、窓等の補修による劣化防止、防犯対策
- 建物・カーポート等の屋根材、テレビアンテナ等の落下・飛散防止の対策
- 家財の整理
- 放置車両の処分
- 樹木の剪定・伐採・伐根（倒木、越境、断線等の防止）
- 雑草の除草
- ごみ等の処分
- その他（ ）

(6) 相続人に伝えておきたいこと

- 都市計画法、建築基準法等の規制内容（用途地域、地区計画、道路規制、防火地域等）
- 境界線等隣地との申し合わせ事項
- 通行権（囲によろ地通行権、通行地役権等）の有無
- 地下に埋まっているものの有無（隣家等の上下水道管、ガス管、電線、排水管等）
- 取引のある金融機関の口座情報
- 加入している保険の内容・証券等の重要書類の保管場所
- 借入金（ローン）の情報
- 建物及び敷地内の不具合箇所
- 増築・改築・修繕をした時期・内容等の履歴
- 家財や神仏の取扱い方法
- 上下水道、電気、ガス、固定電話、インターネット業者等の連絡先
- 隣家、自治会等への連絡先（ ）
- その他（ ）

3 家の将来について

記入日

年 月 日

(1) 今の住まいをどうしたいですか？

家の将来について、あなたの希望や、しなければならないことをチェック及び記入し、まとめて家族に伝えておきましょう。

ここに記入したことにより、遺言のような法律上の効果は発生しませんのでご注意ください。また、家財の整理や草木の管理等も考えておきましょう。

～ 家・屋敷は、相続人にとって金銭的・時間的な負担がかかることを忘れずに！ ～

● 建物について ※ 建物の利活用方法も検討し記載する。

① 自分が生きている間に

- 売却したい ()
- 貸与したい ()
- 贈与したい ()
- 寄付したい ()
- 死ぬまで住み続けたい ()
- リフォーム及び耐震化工事したい ()
- 解体したい ()
- その他 ()

② 自分が死んだ後に（相続する場合）

- 売却してほしい ()
- 貸与してほしい ()
- 贈与してほしい ()
- 寄付してほしい ()
- リフォーム及び耐震化工事してほしい ()
- 解体してほしい ()
- 相続人の間で相談してほしい ()
- その他 ()

3 家の将来について

記入日

年 月 日

● 土地について ※ 井戸、地の神様等がある場合は、その対応も記載する。

① 自分が生きている間に

- 売却したい ()
- 貸与したい ()
- 贈与したい ()
- 寄付したい ()
- 死ぬまで所有したい ()
- 更地・整地したい ()
- その他 ()

② 自分が死んだ後に（相続する場合）

- 売却してほしい ()
- 貸与してほしい ()
- 贈与してほしい ()
- 寄付してほしい ()
- 更地・整地してほしい ()
- 相続人の間で相談してほしい ()
- その他 ()

💡 ワンポイント 💡

▶ 遺言書の種類

遺言書には、主に自筆証書遺言と公正証書遺言があります。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	自分が作成	公証人が作成
保管先	自宅又は法務局	公証役場
家庭裁判所の検認	必要（自宅保管の場合）	不要
長所	作成費用なし 作成の手間がかからない	無効になりにくい 紛失、改ざんの恐れがない
短所	内容不備で無効になりやすい 紛失、改ざんの恐れがある	作成の費用がかかる 作成の手間がかかる

3 家の将来について

記入日

年 月 日

● 家財について ※ 神棚、仏壇、車両、家宝等の対応も忘れずに記載する。

① 自分が生きている間に

- 売却したい ()
- 貸与したい ()
- 贈与したい ()
- 寄付したい ()
- 死ぬまで所有したい ()
- 補修・修理したい ()
- 処分したい ()
- その他 ()

② 自分が死んだ後に（相続する場合）

- 売却してほしい ()
- 貸与してほしい ()
- 贈与してほしい ()
- 寄付してほしい ()
- 補修・修理してほしい ()
- 処分してほしい ()
- 相続人の間で相談してほしい ()
- その他 ()

3 家の将来について

記入日

年 月 日

- 工作物について ※ 物置、カーポート、ブロック塀等の対応も忘れずに記載する。

① 自分が生きている間に

- 売却したい ()
- 貸与したい ()
- 贈与したい ()
- 寄付したい ()
- 死ぬまで使用したい ()
- 補修・修繕したい ()
- 撤去・解体・処分したい ()
- その他 ()

② 自分が死んだ後に（相続する場合）

- 売却してほしい ()
- 貸与してほしい ()
- 贈与してほしい ()
- 寄付してほしい ()
- 補修・修繕してほしい ()
- 撤去・解体・処分してほしい ()
- 相続人の間で相談してほしい ()
- その他 ()

3 家の将来について

記入日

年 月 日

- 樹木等について ※ 高木、垣根、ツル植物、植木鉢等の対応も忘れずに記載する。

① 自分が生きている間に

- 売却したい ()
- 貸与したい ()
- 贈与したい ()
- 寄付したい ()
- 移植・定植したい ()
- 剪定、除草等したい ()
- 伐採・伐根・処分したい ()
- その他 ()

② 自分が死んだ後に（相続する場合）

- 売却してほしい ()
- 貸与してほしい ()
- 贈与してほしい ()
- 寄付してほしい ()
- 移植・定植してほしい ()
- 剪定、除草等してほしい ()
- 伐採・伐根・処分してほしい ()
- 相続人の間で相談してほしい ()
- その他 ()

3 家の将来について

記入日

年 月 日

(2) 費用負担の確保はできていますか？

家の将来について、あなたの希望や、しなければならないことの費用にあてる資金の有無をチェック及び記入しておきましょう。

定期預金等に積み立てておくよりも、維持管理費の負担や損害賠償の請求等のリスクを考えると早期に空き家対策を実施した方がトータル的に得になる場合があります。

● 資金について

① 自分が生きている間に行う資金は

- 確保してある ()
- 積み立て中である ()
- 借金を予定している ()
- 誰かに負担してもらいたい ()
- 確保できない ()
- その他 ()

② 自分が死んだ後に行う資金は（相続する場合）

- 遺産の中から支払ってほしい ()
- 誰かに負担してほしい ()
- 確保できていない ()
- その他 ()

4 住まいに関する連絡先

記入日

年 月 日

家族・相談したい人の連絡先を記入しましょう。

● 家族

名前（ふりがな）	あなたとの関係	郵便番号・住所・電話番号
()		〒
()		〒
()		〒
()		〒
()		〒

● 相談したい人

名前・社名（ふりがな）	役職	郵便番号・住所・電話番号
()	<input type="checkbox"/> 施工業者 <input type="checkbox"/> 不動産業者 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 設計士 <input type="checkbox"/> その他	〒
()	<input type="checkbox"/> 施工業者 <input type="checkbox"/> 不動産業者 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 設計士 <input type="checkbox"/> その他	〒
()	<input type="checkbox"/> 施工業者 <input type="checkbox"/> 不動産業者 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 設計士 <input type="checkbox"/> その他	〒
()	<input type="checkbox"/> 施工業者 <input type="checkbox"/> 不動産業者 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 設計士 <input type="checkbox"/> その他	〒
()	<input type="checkbox"/> 施工業者 <input type="checkbox"/> 不動産業者 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 設計士 <input type="checkbox"/> その他	〒

5 大切なこと

記入日

年 月 日

(1) 家との思い出

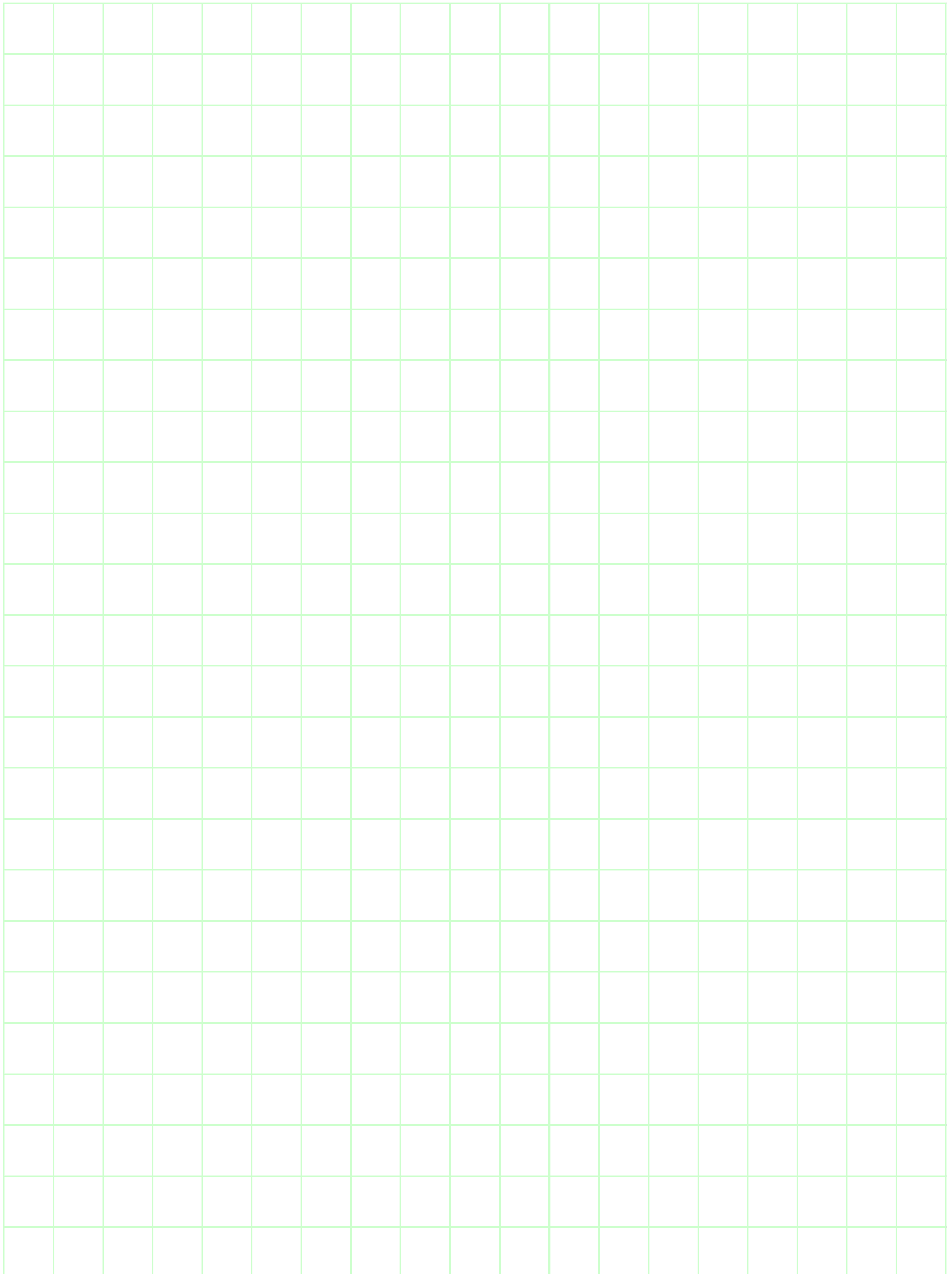
5 大切なこと

記入日

年 月 日

(4) 配置図等

敷地内の建物・工作物・樹木等の配置図、その他ご自由にお書きください。

A large grid of graph paper, consisting of 20 columns and 25 rows of squares, intended for drawing site plans or configurations of buildings, structures, and trees.

6 関係機関・団体等の案内

2023年10月1日現在

各機関・団体等の開業日時は、都合による変更や業務内容によって異なりますので、必ず事前に電話にてお問い合わせの上お出掛けください。

名称	主な業務内容	住所・電話・受付
公益社団法人 静岡県 宅地建物取引業協会	協会会員案内、不動産無料相談（売買・賃貸等）	住所：〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 3-18-16 静岡県不動産会館 3階 電話：054-246-1511 受付：平日 9:00～17:00
公益社団法人 全日本不動産協会 静岡県本部		住所：〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 8階 電話：054-285-1208 受付：平日 9:00～17:00
公益社団法人 袋井・森地域 シルバー人材センター	管理（庭木の剪定、除草、見回り、屋外清掃等）	住所：〒437-0061 袋井市久能 1287-1 電話：0538-43-1314 受付：平日 8:30～17:15
公益社団法人 静岡県建築士会 西部ブロック	建築士案内、リフォーム支援、建物耐震相談	住所：〒430-0944 浜松市中区田町 226-6 丸八平野ビル 2階 電話：053-451-5166 受付：平日 9:00～17:00
一般社団法人 静岡県建築士事務所協会 西部支部	建築相談、建物耐震診断	住所：〒430-0946 浜松市中区元城町 216-11 鴻池元城ビル 3階 電話：053-459-2366 受付：平日 10:00～17:00
静岡県西部解体工事業協会	建物解体	住所：〒433-8123 浜松市中区幸 1-15-20 電話：053-415-8771 受付：月～土曜日 9:00～16:00
社会福祉法人 袋井市社会福祉協議会 (袋井市成年後見支援センター)	成年後見制度の相談	住所：〒437-0061 袋井市久能 2515-1 袋井市総合健康センター内 電話：0538-44-0885 受付：平日 8:30～17:15

6 関係機関・団体等の案内

2023年10月1日現在

名 称	主な業務内容	住所・電話・受付
静岡県司法書士会	司法書士案内、無料相談(相続登記・放棄、不動産登記、遺言、土地や建物の贈与、多重債務、民事紛争、その他法律的手続き)	住所：〒422-8062 静岡市駿河区稲川 1-1-1 電話：054-289-3700 受付：平日 9:00～17:00
静岡県行政書士会	行政書士案内、無料相談(農地転用、遺言、相続(遺言・遺産分割))	住所：〒420-0856 静岡市葵区駿府町 2-113 電話：054-254-3003 受付：平日 8:30～17:00
静岡地方法務局 袋井支局	不動産登記、自筆証書遺言書保管・遺言書情報証明、法定相続情報証明	住所：〒437-0026 袋井市袋井 366 電話：0538-42-3545 受付：平日 8:30～17:15
袋井公証役場	不動産売買・賃貸借契約、任意後見契約、遺言書、土地境界線合意等の公正証書	住所：〒437-0023 袋井市高尾 1129-1 電話：0538-42-8412 受付：平日 9:00～17:00
静岡家庭裁判所 浜松支部	成年後見、財産管理(相続・不在者)、自筆遺言書の自宅保管の場合(家庭裁判所検認証明書)	住所：〒430-8620 浜松市中区中央 1-12-5 電話：053-453-7168 受付：平日 8:30～17:00
静岡県弁護士会 浜松支部	法律上の問題、債務(権利関係の整理)	住所：〒430-0929 浜松市中区中央 1-9-1 西部法律会館内 電話：053-455-3009 受付：平日 9:00～17:00
日本司法支援センター 法テラス浜松	法制度・トラブル情報・相談窓口の案内、相続・住まいの法律上の問題、無料法律相談	住所：〒430-0929 浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松オフィス4階 電話：0570-078374(総合案内) 050-3383-5410 受付：平日 9:00～17:00
東海税理士会 磐田支部	相続税、所得税、固定資産税等の相談	住所：〒438-0078 磐田市中泉 1232-11 電話：0538-33-9388 受付：火曜日 10:00～15:00

6 関係機関・団体等の案内

2023年10月1日現在

名称	主な業務内容	住所・電話・受付
袋井市役所		住所：〒437-8666 袋井市新屋 1-1-1 電話：0538-43-2111（代表） 受付：平日 8:30～17:15
課税課 資産税係	固定資産税の課税（課税台帳、名寄帳、納税通知書、評価証明書）	電話：0538-44-3110（直通）
市民課 戸籍住民係	戸籍・除籍謄本・抄本、住民票、印鑑証明書等の交付、市民法律相談（弁護士）・司法書士相談の受付	電話：0538-44-3112（直通）
環境政策課 環境衛生係	蜂の巣の駆除業者案内	電話：0538-44-3115（直通）
農政課		
農業振興係	野生鳥獣の問い合わせ	電話：0538-44-3133（直通） （相談→中遠農林事務所 森林整備課 電話：0538-37-2301）
農地利用係	農地付き空き家の相談	電話：0538-44-3167（直通）
建築住宅課		
住宅土地対策室	建築確認の審査・検査等、住宅等の補助 ①耐震補強・取壊し・耐風改修 ②ブロック塀撤去・改善 空家等対策業務の総括、空き家活用の補助 ①地域活性化交流施設等整備のための改修 ②跡地利用のための除去 ③三世帯同居・近居のための改修	電話：0538-44-3123（直通）
すまいの相談センター	空家等の相談・業務案内 ①見守り管理業務 ②不動産流動化業務 ③相続相談業務 ④解体業務 空き家の譲渡所得 3000万円特別控除の案内	住所：〒437-0026 袋井市袋井 260-1 電話：0538-44-3321 受付：火・水・木・土曜日 8:30～17:15

💡 ポイント 💡

【終活】(しゅうかつ)

人生の終わりを迎えるために、身辺整理、遺言、相続の準備等の活動を行うこと。

【空き家】(あきや)

1年以上人が居住(寝食)していない家。

【所有者】(しょゆうしゃ)

所有権のある人。
建築物を適切に維持管理する義務が生じる。

【家族】(かぞく)

同じ家に住み生活を共にする、配偶者、血縁等の人々。

【樹木】(じゅもく)

木の総称。特に立ち木。
最近、隣家や道路への越境が問題になっている。

【家】(いえ)

人々が寝起きして生活を営んでいるところ。

家屋敷、土地等を含んだ空間全体。

我が家(わがや)とも呼ぶ。

【住まい】(すまい)

住むこと。また暮らし、生活。住んでいる家や所のこと。

【塀】(へい)

防犯、防災や目隠しのため、家や敷地の境界に建てた障壁。

板、土、ブロック等がある。

ブロック塀の構造基準は建築基準法に定められている。

【地域】(ちいき)

ある観点から見た、一帯の広い土地。例えば、居住している自治会。

【境界】(きょうかい)

土地のさかい。土地売却には一般的に境界確定が必要となる。

【土地】(とち)

様々に利用する地面。宅地、耕地等。固定資産税等が課税される。

～ 空き家になって困らないために ～ 「我が家」の終活ノート

発行日 2024. 1. 20

発行 袋井市 都市建設部 建築住宅課 すまいの相談センター

〒437-0026 静岡県袋井市袋井 260 番地の 1

TEL・FAX : 0538-44-3321

E-mail : toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp

開館日時 : 火・水・木・土曜日 8:30~17:15

(祝日、12月29日~1月3日を除く)

URL : <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp> (袋井市)

すまいの相談センター
ホームページ QR コード



